

K-Report

2013年 6月 1日発行
第3巻 第6号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報

2. WLB

労働時間に関する取組事例

3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 雇用調整助成金の支給要件などが変更に

雇用調整助成金の支給要件等が、平成25年6月1日から次のとおり変更されることになりました。現在受給中、あるいは今後利用をお考えの方はご注意下さい。

【1】雇用指標の確認

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成25年6月1日（※1）以降に設定する場合から、支給要件に次の雇用指標が加わります。

⇒ 最近3か月の「雇用保険被保険者数と受け入れている派遣労働者数の合計」の平均値が、前年同期と比べ、大企業は5%を超えてかつ6人以上、中小企業は10%を超えてかつ4人以上、
増加していないこと

【2】残業相殺の実施

平成25年6月1日以降の判定基礎期間から、休業等（休業や教育訓練）を行った判定基礎期間内に、その対象者が時間外労働（所定外・法定外労働）をしていた場合、時間外労働時間相当分を助成額から差し引きます。

＜例＞ 所定労働時間が8時間の事業所で以下の場合

- ・ 判定基礎期間の休業等延べ日数が20日
 - ・ 同期間の休業等対象者の時間外労働時間数が合計32時間
- ⇒ 20日 - 4日 (32時間 ÷ 8時間) = 16日分支給

【3】短時間休業実施の際の留意点

平成25年6月1日以降の判定基礎期間から、特定の労働者のみに短時間休業をさせる特例短時間休業（※2）は、以下の場合は助成対象なりません。

- (1) 始業時刻から、または終業時刻まで連続して行われる休業ではない場合
- (2) 短時間休業実施日に、対象者に対して休業時間以外の時間に有給休暇を付与する場合
- (3) 出張中の労働者に短時間休業をさせる場合

（※1）

岩手県、宮城県、福島県の事業所は、6か月遅れの平成25年12月1日からになります。

（※2）

休業時間は30分を単位とし、
30分に満たない場合は切り捨てます。

2. WLB 労働時間に関する取組事例

■ お悩み別対策

～ 近い将来に備えて介護対策が必要と感じている ～

社員の間に介護ニーズが存在するものの、現状では介護休業の取得者などが少ないため、社員の介護ニーズの存在に気がついていない企業や、社員の介護ニーズに気がついていても具体的な取り組みが十分にできていない企業も少なくありません。取得者が出てから慌てないよう、また『介護=退職』というイメージを社員に持たせないようにすることが重要です。実際に取り入れられた事例をご紹介します。

■ 対象者が出ることを想定した環境整備

● ここがP o i n t

制度設計と合わせて、相談窓口の設定や社内の情報ネットワーク等の整備を行い、介護に対する心理的な負荷を減らすとより効果的です。

介護との両立支援を必要とする社員はまだないが、あらゆる事態を想定し、創業当初から法定に即した介護休業制度等を含めた社内規程を作成している。

身内に介護が必要な人は、急に現れるかもしれません。実際にそうなってから対応するのではなく、制度を用意しておくことが社員の安心につながる。

(飲食店／50人以下)

■ 制度利用の推進活動

仕事と家庭の両立支援制度を社員に正しく理解してもらい、『休むこと』への抵抗感を少なくした。制度利用を促進するため、自社のeラーニングソフトを活用して教育を行った。

(ソフトウェア開発・販売／100人以下)

3. 所長コラム

■ 残業単価に入れなくていいの？



算入除外の対象になるかどうかは、名称に関わらず、あくまでも『支払目的の実態』によって判定されます。

カルロス 「社長、僕の残業代少ないとと思うのですが？」

社長 「どうして？きちんと計算してるよ」

カルロス 「時間単価が自分で計算してみたものよりも、安くなっているんです。」

社長 「住宅手当も残業の単価に入れてるからじゃないか？住宅手当は引いて単価計算しないといけないよ。」

カルロス 「じぇじぇ！！そんなこと聞いてないよー。」

社長 「労働基準法では、住宅手当や通勤手当は入れなくてもいいことになっているんだ。」

労働基準法では残業計算の基礎に次の7種類を算入しなくてもいいことになっています。

{ ①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当 ④子女教育手当 ⑤住宅手当
⑥臨時に支払われた賃金 ⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 }

家族手当は、扶養家族の人数などを基礎とする。通勤手当は、距離や時間に応じて算出される。住宅手当は、住宅に要する費用に応じて算出している。つまり、一律に支給するような場合、例えば、賃貸住宅は2万円・持ち家は1万円とする場合は、残業計算の基礎に入れなければなりません。

案外、ココを見逃がしている場合が多いんです。